

令和7年8月1日から

育児休業手当金の上限額等が変更になりました

共済組合から支給されます育児休業手当金や育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金については、雇用保険法に基づき上限額等が設けられております。

この各種手当金の上限額等が、令和7年8月1日から以下のとおり変更となっておりますのでお知らせします。

● 育児休業手当金__給付上限相当額

・67%支給期間 : 14,718 円 (変更前 : 14,334 円)

・50%支給期間 : 10,984 円 (変更前 : 10,697 円)

※育児休業の開始から180日間は、育児休業手当金の支給率は67/100となります。
(181日目以降の支給率は50/100となります。)

※上限額は標準報酬の月額が50万円以上の場合に適用

● 育児休業支援手当金__給付上限相当額

2,855 円 (変更前 : 2,781 円)

※上限額は標準報酬の月額が50万円以上の場合に適用

● 介護休業手当金__給付上限相当額

16,207 円 (変更前 : 15,778 円)

※上限額は標準報酬の月額が56万円以上の場合に適用

● 育児時短勤務手当金

・基準報酬月額相当額 : 483,300 円 (変更前 : 470,700 円)

・支給額の最低限度額 : 2,411 円 (変更前 : 2,295 円)

・支給限度額 : 471,393 円 (変更前 : 459,000 円)